

12月1日から運転免許証に 旧姓が併記できます

氏名	免許 太郎 [石川太郎]	平成 年 4 月 1 日生
住所	石川県金沢市東蚊爪町 丁目 1 番地	
交付	令和 01 年 05 月 01 日	45
免許の 条件等	2024年(令和06年)05月01日 有効	運 転 証
番号	123456789012340	種 類
二小種	令和 01 年 05 月 01 日	大型
他	令和 01 年 05 月 01 日	中型
二種	令和 01 年 05 月 01 日	普通

氏名の後に旧姓を使用した氏名が表示



〇〇〇〇〇
公安委員会

※ 画像はイメージです

○旧姓が併記された免許証は、

- ・ 免許証の更新時に作成する場合
- ・ 免許取得（追加）時に免許証を作成する場合
- ・ 氏名を変更し免許証の記載事項変更届と同時（後日でも可）に再交付申請する場合に作成できます。（免許証を作成せず、お持ちの免許証の裏面に表記することも可能です。）

○必要なものは、

旧姓が記載された

住民票、又はマイナンバーカード

（そのほか免許証の作成を伴う場合は手数料が必要です。）

※詳しくは運転免許センター（076-238-5901）までお問い合わせください。